

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-54 窓ガラス 7-54-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S11 の 6.、7.、8. 及び附則 24（(4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合する安全ガラスでなければならない。 ただし、次に掲げる窓ガラスにあつては、この限りでない。（保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係） ① 衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられた窓ガラス ② 当該自動車又は窓ガラスを製作した者が発行した資料等により、銃弾に対する耐貫通性を向上させるための特殊な構造を有することが確認できる窓ガラス ③ 同一の開口部に別々に重ねて取付けられた窓ガラスアッセンブリ ④ 運転者のアイポイントよりも前方かつ上方の側面又は後方の側面に備えられた面積 200cm² 未満、かつ直径 150mm の円を内包しない有機ガラス (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所は、(1) ①の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。（細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係） (3) (1) の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。（細目告示第 117 条第 2 項関係） (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S11 の 6.、7.、8. 及び附則 24（ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。 ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあつてはこの限りでない。（保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係） (5) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S11 の 6.、7.、8. 及び附則 24（運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係） ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあつてはこの限りでない。	8-54 窓ガラス 8-54-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 195 条第 3 項及び第 4 項関係） ① 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。 ② 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(6) 次に掲げる範囲は、(5) の「運転者席より後方の部分」とする。(細目告示第 39 条第 2 項関係、細目告示第 117 条第 3 項関係)

- ① 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- ② 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁(運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端)を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

(7) 次に掲げる窓ガラスであって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 7 項関係)

- ① 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき窓ガラスについて型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス

(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が 70% 以上のものであること。

(2) 次に掲げる範囲は、(1) の「運転者席より後方の部分」とする。(細目告示第 195 条第 4 項関係)

- ① 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- ② 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁(運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端)を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

(3) 窓ガラスの機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 195 条第 8 項関係)

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(1) (2) 以外の前面ガラス	L, GP	^{II} ^{III} ^{IV} ^{XIII} ^{XV} E43R-01 , E43R-01 , E43R-01 , E43R-01 , E43R-01	AS1, AS10 (※3) , AS14
(2) 最高速度 40km/h	L, Z, T, GP	^I E43R-01 ,	AS1, AS2, AS10 (※1) ,

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
	未満の自動車の 前面ガラス		Ⅱ E43R-01 , Ⅲ E43R-01 , Ⅳ E43R-01 , Ⅶ E43R-01 , Ⅷ E43R-01 , Ⅸ E43R-01	AS14	
	(3) 側面ガラス（運 転者席より後方 の部分を除く。） のうち運転者が 交通状況を確認 するために必要 な視野の範囲に 係る部分	L, L, T, GP, RP	Ⅵ E43R-01 , Ⅶ E43R-01 , Ⅷ E43R-01 (※2) , Ⅸ E43R-01 , Ⅹ E43R-01 (※2) , Ⅺ E43R-01 , Ⅻ E43R-01 , Ⅻ E43R-01	AS1, AS2, AS4, AS10 (※3) , AS13, AS14, AS15	
	(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T, GP, RP	Ⅴ E43R-01 , Ⅵ E43R-01 , Ⅶ E43R-01 (※1) , Ⅷ E43R-01 (※1, ※2) , Ⅸ E43R-01 (※1) , Ⅹ E43R-01 (※1, ※2) , Ⅺ E43R-01 , Ⅻ E43R-01 (※1) , Ⅻ E43R-01	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS13, AS14, AS15, AS16	
注 1：UN R43-01 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すⅠからⅩⅤまでの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。 注 2：※1 のガラスを最高速度が 40km/h を超える自動車に備える場合は、前向きガラス以外のガラスに限る。 注 3：※2 のガラスのうち認可マーク附近の追加記号に「C」が付されているものは、頭部衝撃のおそれのない場所に備えられていること。 また、後面ガラスにあつては、認可マーク附近の追加記号に「L」（コンバーチブル車の折りたたみルーフの後部ガラスは「M」でもよい。）が付されたものであること。 注 4：※3 は、可視光線の透過率が 70％以上のものに限る。					
7-54-2 欠番 7-54-3 欠番			8-54-2 欠番 8-54-3 欠番 8-54-4 適用関係の整理 7-54-4 の規定を適用する。		
7-54-4 適用関係の整理					
(1) 昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、7-54-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係） (2) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、7-54-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係） (3) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、7-54-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係） (4) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、7-54-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係）					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- (5) 昭和45年5月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、7-54-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第2項第2号関係）
- (6) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、7-54-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第2項第3号及び第3項第2号関係）
- (7) 昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあつては昭和62年2月28日、輸入自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車については、7-54-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第2項第4号及び第3項第3号関係）
- (8) 平成元年4月30日以前に製作された自動車については、7-54-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第1項関係）
- (9) 令和元年6月30日以前に製作された自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、7-54-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第4項関係）

7-54-5 従前規定の適用①

昭和32年12月31日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第1号及び第3項第2号関係）

7-54-5-1 性能要件

- (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車除く。）の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものでなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-54-6 従前規定の適用②

昭和35年3月31日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第3項第1号関係）

7-54-6-1 性能要件

- (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車除く。）の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスでなければならない。
- (2) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSI Z26.1の規定によるもの
運転者席の前面ガラス	L, L, Z, T	^I Ⓔ43R- , ^{II} Ⓔ43R- , ^{III} Ⓔ43R- , ^{IV} Ⓔ43R- , ^{VII} Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS10 (※), AS14

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-7 従前規定の適用③

昭和35年3月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第3項第1号関係）

7-54-7-1 性能要件

- (1) 自動車の窓ガラスは、安全ガラスでなければならない。
ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものでなければならない。
- (4) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(1) 前面ガラス	L, L, Z, T	^I Ⓔ43R- , ^{II} Ⓔ43R- , ^{III} Ⓔ43R- , ^{IV} Ⓔ43R- , ^{VII} Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14
(2) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS4, AS10 (※) , AS14, AS15
(3) (1) 及び (2) 以外の窓ガラス	L, L, T	^I Ⓔ43R- , ^V Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-8 従前規定の適用④

昭和45年5月31日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第2号関係）

7-54-8-1 性能要件

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスでなければならない。
- (1) の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
前面ガラス	L, L, Z, T	^I Ⓔ43R- , ^{II} Ⓔ43R- , ^{III} Ⓔ43R- , ^{IV} Ⓔ43R- , ^{VII} Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-9 従前規定の適用⑤

昭和45年5月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第2号関係）

7-54-9-1 性能要件

- 自動車の窓ガラスは、安全ガラスでなければならない。
ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1) の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものでなければならない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- (4) (1) の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。
- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(1) 前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ Ⓔ43R- , Ⅱ Ⓔ43R- , Ⅲ Ⓔ43R- , Ⅳ Ⓔ43R- , Ⅴ Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14
(2) 側面ガラス（運転者席より後方側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS4, AS10 (※) , AS14, AS15
(3) (1) 及び (2) 以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43R- , Ⅴ Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-10 従前規定の適用⑥

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係）

7-54-10-1 性能要件

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、②の規定は、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車には、適用しない。

① 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスであること。

② 損傷した場合においても運転者の直前の視野を確保できるものであること。

- (2) (1) ①の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ Ⓔ43R- , Ⅱ Ⓔ43R- , Ⅲ Ⓔ43R- , Ⅳ Ⓔ43R- , Ⅴ Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-11 従前規定の適用⑦

昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-54-11-1 性能要件

- (1) 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の窓ガラス(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。))にあっては、前面ガラス)は、安全ガラスでなければならない。
- ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。
- ただし、②の規定は、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車には、適用しない。
- ① 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- ② 損傷した場合においても運転者の直前の視野を確保できるものであること。
- (4) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。
- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(1)(2)以外の前面ガラス	L	Ⅱ Ⓔ43R- , Ⅲ Ⓔ43R- , Ⅳ Ⓔ43R- ,	AS1, AS10 (※), AS14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ Ⓔ43R- , Ⅱ Ⓔ43R- , Ⅲ Ⓔ43R- , Ⅳ Ⓔ43R- , Ⅶ Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14
(3) 側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15
(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43R- , Ⅴ Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-12 従前規定の適用⑧

平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項関係)

7-54-12-1 性能要件

- (1) 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の窓ガラス(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。))にあっては、前面ガラス)は、安全ガラスでなければならない。
- ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。
- ただし、②及び③の規定は、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車には、適用しない。
- ① 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- ② 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

③ 容易に貫通されないものであること。

- (4) (1) の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。
- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(1) (2) 以外の前面ガラス	L	Ⅱ Ⓔ43R- , Ⅲ Ⓔ43R- , Ⅳ Ⓔ43R- ,	AS1, AS10 (※) , AS14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ Ⓔ43R- , Ⅱ Ⓔ43R- , Ⅲ Ⓔ43R- , Ⅳ Ⓔ43R- , Ⅶ Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14
(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※) , AS14, AS15
(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43R- , Ⅴ Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-13 従前規定の適用⑨

令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 4 項関係）

7-54-13-1 性能要件（書面等による審査）

- (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の窓ガラス（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあっては、前面ガラス）は、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」に適合する安全ガラスでなければならない。
- ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあっては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所は、(1) の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) (1) の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスープラスチックとする。
- (4) 自動車（大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」に適合するものでなければならない。
- (5) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」に適合するものでなければならない。
- (6) 次に掲げる範囲は、(5) の「運転者席より後方の部分」とする。
- ① 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
 - ② 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

鉛直面より後方の部分。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

- (7) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。
- (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211 「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(1) (2) 以外の前面ガラス	L	^{II} [Ⓔ] 43R- , ^{III} [Ⓔ] 43R- , ^{IV} [Ⓔ] 43R-	AS1, AS10 (※) , AS14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	^I [Ⓔ] 43R- , ^{II} [Ⓔ] 43R- , ^{III} [Ⓔ] 43R- , ^{IV} [Ⓔ] 43R- , ^{VII} [Ⓔ] 43R-	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14
(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	[Ⓔ] 43R- ,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※) , AS14, AS15
(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	[Ⓔ] 43R- , ^V [Ⓔ] 43R- ,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。